

2022年 5月 第118号



# 産業文化通信



J C I 産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話：03-3525-4838

新緑の美しい季節となりました、コロナウイルスの感染者人数はまん延防止措置解除後も徐々に減少しており、各地では地域限定の旅行割引クーポン（県民割）等も実施されており、今年の連休は観光客が増える傾向にあるようです。但し、コロナに感染した場合の7日間の隔離措置等は依然必要な為、マスク・手洗い・密を避ける等の基本的な感染対策は今後も継続が必要です。

実習生にも同様に注意してまいります。

## ベトナム新労働者海外派遣法の内容について

2022年1月1日にベトナムで『派遣契約によるベトナム人労働者海外派遣法』が施行されました。以下にその内容のポイントを解説致します。（これはベトナム側の規制ですが、送出し機関と組合は、全社新たに契約書を結び直す必要があり、また、受入れ企業様にも内容をご理解頂く必要がございますので、以下ご一読下さい。）

- ① 送出し機関が【仲介者※1】に支払った仲介料を実習生に負担させてはいけません。  
→実習生の費用負担軽減 ※1 海外の受入れ先を送出し機関に紹介する仲介者  
送出し機関が仲介者に支払う金額の上限はいかなる場合も0ドン（支払ってはいけないの意味）。
  - ② 送出し機関の許可（ライセンス）やその設備及びスタッフの日本語レベル（N2級以上）等の条件について定められました。 ※日本側は特に対応の必要がありません。
  - ③ 技能実習生が送出し機関に支払う手数料は、雇用契約書給与の1ヶ月以下（1年契約）～最大3ヶ月分（3年以上契約）となりました。
- その他、受入れ側で負担する費用は以下の通りです。
- ・送出し管理費 ￥5,000/月 以上
  - ・入国前講習費用 ￥15,000/人 以上 （→4月以降選抜実習生分から請求致します）
  - ・家賃控除：今までは東京・名古屋・大阪¥30,000以下、その他¥20,000以下でしたが  
→今後は、基本給の15%以下/月・人（全ての地域で共通）となります。  
（→日本国内の法律※実費の範囲内 も同時にクリアする必要があります。）
  - ・受入れ企業は居住地から職場間の交通費支給もしくは、無料往復送迎を提供する。
  - ・入国後講習期間中の手当：¥50,000以上（食事提供無しの場合）
  - ・入国及び帰国旅費（途中帰国等の理由に関係なく）実費を受入れ側にて負担（本人負担不可）

↳ ベトナムに限らず、すべての実習生について、受入れ側負担。

今回のベトナム側の法改正は、実習生の過度な負担を軽減する事で、実習生保護及び失踪などの問題防止また、送出し機関の過当競争を防止し、法令を遵守した送出し機関と、適正な受入れ側にのみ労働者派遣を許可するという狙いようです。（いまさらとも言える当然の内容ではありますが…）